

マイホーム取得奨励金

内灘町では、定住促進および人口増加を図るため、町内に新たに住宅を建築または建築後使用されたことのない住宅を購入した方に対して、奨励金を交付します。

助成内容	助成金額	備考
新規転入者	30万円	・登記完了後3か月以内に申請 ・町内建築業者利用の場合は10万円加算 ・町税等の滞納がない方
町内在住者（34歳以下）に限る	10万円	

奨励金総額の1/2は現金、1/2は町商工会が発行する共通商品券で交付します。

申請手続き

① 交付申請（申請者）

住宅の所有権保存登記または所有権移転登記が完成した日から起算して3か月を経過する日までに、内灘町マイホーム取得奨励金交付申請書（様式第1号）により申請してください。

<交付申請書の添付書類>

- ・世帯全員の住民票の写し
- ・建物の登記事項証明書
- ・工事請負契約書または売買契約書の写し
- ・家屋未使用証明書（建築後使用されたことのない住宅を購入した場合に限る。）
- ・併用住宅の場合は住宅の平面図（居住部分と居住以外の部分の面積が分かるもの）
- ・誓約書（様式第2号）

② 交付決定（町）

交付申請書の書類を審査のうえ交付決定通知書を送付します。

③ 奨励金の請求（申請者）

内灘町マイホーム取得奨励金請求書（様式第4号）により請求してください。

④ 奨励金の交付（町）

現金を指定口座へ振込、商品券を企画課窓口で交付します。

なお、商品券の交付を受けたときは、内灘町マイホーム取得奨励金交付に係る商品券受領書（様式第5号）の提出が必要です。

※申請書類は下記申請窓口で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

申請窓口・問い合わせ先

内灘町役場 都市整備部 企画課
〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1
TEL 076-286-6727 FAX 076-286-6709
E-mail kikaku@town.uchinada.lg.jp